

### 38. 鋼船規則検査要領 B 編における改正点の解説 (乗組員による自主点検記録の書式)

#### 1. はじめに

2024 年 6 月 27 日付一部改正により改正されている鋼船規則検査要領 B 編中、乗組員による自主点検記録の書式に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は 2024 年 7 月 1 日以降に開始される検査に適用されている。

#### 2. 改正の背景

IMO 総会決議 A. 1049(27)(2011 ESP コード)には、ばら積貨物船及びタンカーに対する検査強化プログラム (Enhanced Survey Programme) に関する要件が規定されており、本会の鋼船規則 B 編に取り入れられている。

同決議及びそれに対応する IACS 統一規則 Z10 シリーズにおいては、「乗組員による自主点検記録」を船上に保持すべき図書の一つとして規定しており、その書式サンプルも掲載されている。

これまで、上記書式サンプルは規則に掲載されていなかったが、今般、Z10.3 (危険化学品ばら積船) が書式サンプルを参照するよう改正されたことに伴い、本会規則にも「乗組員による自主点検記録」の書式サンプルを掲載すべく、関連規定を改める。併せて、検査計画調査票及び受検要領書に関する要件の見直しを行った。

#### 3. 改正の内容

主な改正内容は以下のとおりである。

- (1) IACS 統一規則 Z10 シリーズに掲載されている「乗組員による自主点検記録」の書式サンプルを掲載する。
- (2) 検査強化プログラム適用船に提出が要求される検査計画調査票及び受検要領書に関する要件の見直しを行う。